

東御市湯の丸高原高地トレーニング施設検討委員会規程

公益財団法人身体教育医学研究所
規 程 第 14 号

(設置)

第1条 東御市湯の丸高原高地トレーニング施設（以下「高地トレーニング施設」という。）の誘致にかかる基本構想及び計画について、幅広い意見を反映させ検討することを目的に、東御市湯の丸高原高地トレーニング施設検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項につき必要な検討を行う。

- (1) 高地トレーニング施設（競泳用プール）の基本構想及び計画に関すること。
- (2) 施設の整備、運営の方針に関すること。
- (3) その他必要と認める事項。

(組織)

第3条 委員会は、代表理事が委嘱し、委員7人以内をもって組織する。

- (1) 学識経験者
- (2) スポーツ振興に係る識見を有する者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) その他、代表理事が必要と認める者

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、会議を総理し委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は委員長が招集し、議長となる。

- 2 委員長は、必要があるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を求めることができる。

(作業部会)

第6条 委員長は、第2条に定める事項の検討に必要な基礎資料を収集・作成する作業部会を設けることができる。

- 2 前項の作業部会は、委員会において、主掌事項、部会員構成を定める。
- 3 前項の作業部会の部会員は、委員会において選任及び解任する。
- 4 第1項の作業部会の議事の運営の細則は委員会において定める。

(委員及び部会員等の報酬)

第7条 委員及び部会員等の職務執行の対価として、報酬を支払うものとする。

- 2 委員及び部会員等の報酬は、評議員会及び理事会開催の後、支給する。
- 3 委員及び部会員等の報酬は、規程第2号第5条及び第10条の規定とは別に、別表により表示する。
- 4 所得税は、報酬から控除して支給する。
- 5 報酬は、本人から報酬の受け取りの辞退について申し入れがあった場合は、支給しないものとする。

(解散)

第8条 委員会は、その所掌事項が達成したときに解散する。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、公益財団法人身体教育医学研究所において処理する。

(補則)

第10条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は委員長が定める。

附則

この規程は、平成26年2月9日から施行する。

別表（第7条関係）

報 酬	
半日	1日
10,000円	20,000円

備考

- 1 欄中「半日」とは4時間未満をいい、「1日」とは4時間以上をいう。
- 2 時間は、職務遂行に要した時間、及び、居住地から職務地までの移動に要した時間を合計したものとする。